

労働局における石綿健康障害防止 に対する取り組みについて

大阪労働局労働基準部健康課

作業の記録、保存

石綿則第35条

石綿取扱いの作業を行った場合は、**1ヶ月以内毎に記録を作成**し、労働者が常時作業に従事しないこととなった日から**40年間保存**しなければなりません。

記録する事項

1. 労働者の氏名
2. 従事した作業の概要及び従事期間
3. 周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間
4. 石綿粉じんに着しく汚染される事態が発生した時は、その概要及び応急措置の概要

健康診断

石綿則第40条

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に従事する労働者に対し、**雇入れ**又は当該業務への**配置換え**の際及び**その後6月以内毎に1回**、また、**常時従事させた事のある労働者**で、現に使用しているもの似たいし、**6月以内ごとに1回**、それぞれ定期的に、石綿健康診断を行わせなければなりません。

石綿則第43条

石綿健康診断を行ったときは、遅滞なく、**石綿健康診断結果報告書**を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

石綿健康診断実施項目

1. 業務の経歴の調査
2. 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
3. せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
4. 胸部のエックス線直接撮影による検査

石綿の健康障害に係る申請

石綿肺（石綿によるじん肺）



じん肺管理区分決定申請

不整形陰影
胸膜肥厚
胸膜プラーク
胸膜石灰化



健康管理手帳申請
（石綿）

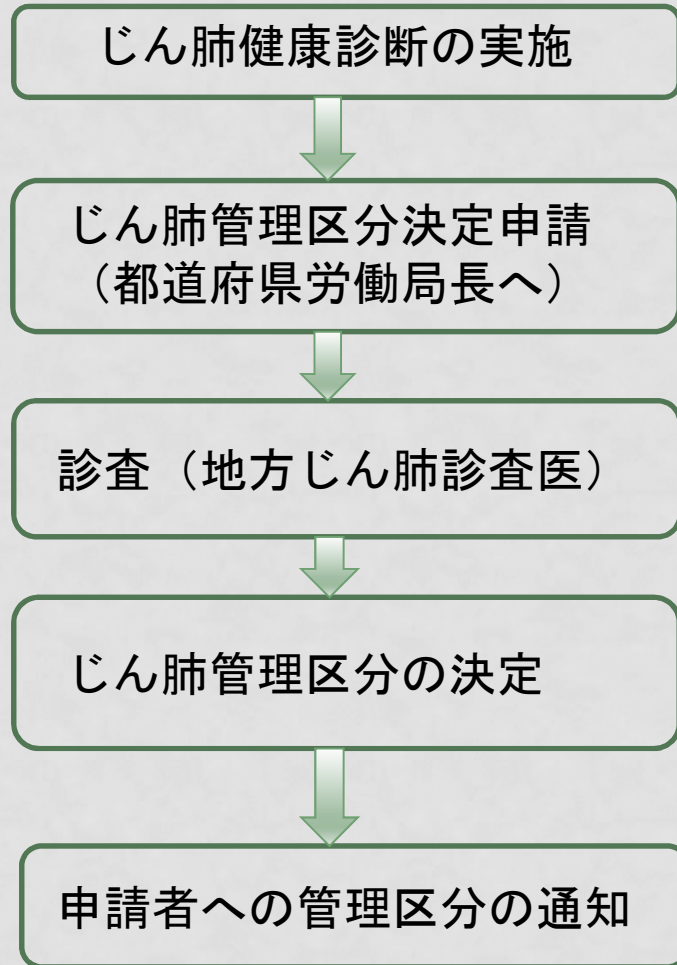
石綿肺
肺がん
中皮腫
良性石綿胸水
びまん性胸膜肥厚



労災補償請求

じん肺管理区分決定申請とは

じん肺法に基づき、エックス線写真像の方等により、じん肺管理区分を決定し、管理区分に応じた健康管理を行うもの



- ・ 粉じん作業についての職歴の調査
- ・ 胸部エックス線直接撮影
- ・ 胸部に関する臨床検査
- ・ 肺機能検査
- ・ 合併症に関する検査

| 管理区分 | じん肺所見の有無 |
|--------|-------------------|
| 管理 1 | じん肺の所見なし |
| 管理 2 | じん肺の所見あり |
| 管理 3 イ | |
| 管理 3 ロ | じん肺の所見あり (要療養) |
| 管理 4 | |



健康管理手帳申請とは

- 石綿業務離職後の健康管理のため、指定された医療機関にて、石綿健康診断を無料で年2回受けることができるもの

対象となる業務

石綿等の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）

交付要件

次のいずれかに該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- (2) 下記の作業に1年以上従事していたこと（ただし、はじめて石綿粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること）
 - ・ 石綿の製造作業
 - ・ 石綿が使用されている保温剤、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - ・ 石綿吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕の作業
- (3) (2) 以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していたこと（直接業務のみが対象）

健康管理手帳交付申請に必要なもの

- ① 健康管理手帳交付申請書
- ② 申請者本人が記載した業務歴
- ③ 石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された事業者の証明書
- ④ 事業者の証明書が得られない場合は、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、2名以上の同僚者の証明書
- ⑤ ③、④ともに得られない場合、又は不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険にかかるとる証明書
- ⑥ 胸部所見による申請の場合、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等

石綿肺による労災補償請求

石綿肺は、原則としてじん肺管理区分の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

業務上疾病として取り扱われるもの

じん肺管理区分が管理 4

じん肺管理区分が管理 2、管理 3 又は管理 4 の石綿肺に合併した合併症

合併症とは

- ・ 肺結核
- ・ 続発性気管支炎
- ・ 続発性気胸
- ・ 結核性胸膜炎
- ・ 続発性気管支拡張症

石綿による疾病の労災認定要件

| 疾病名 | 認定要件 |
|----------|---|
| 中皮腫 | <p>以下①、②のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある ② 石綿ばく露作業従事期間一年以上 |
| 肺がん | <p>原発性肺がんであって、以下の①～⑥のいずれかに該当する場合 ただし、最初の石綿ばく露作業を開始したときから10年未満で発症したものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 石綿肺所見がある ② 胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間10年以上 ③ 広範囲の胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ④ 石綿小体または石綿繊維の所見＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ⑤ びまん性胸膜肥厚に併発 ⑥ 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、石綿吹付け作業に従事＋石綿ばく露作業従事期間5年以上 |
| 良性石綿胸水 | 本省協議 |
| びまん性胸膜肥厚 | <ul style="list-style-type: none"> ① 石綿ばく露作業3年以上 ② 著しい呼吸機能障害がある（%肺活量が60%未満等） ③ 一定以上肥厚の広がりがある |